

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

国家戦略特区について

- 資料 国家戦略特区について
- 参考資料 1 水素エネルギーフロンティア国家戦略特区による新たな成長戦略への提案（概要）
- 参考資料 2 健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン（概要）
- 参考資料 3 特区提案における川崎市の主な取組
ものづくりによるナノ医療イノベーションの実現
- 参考資料 4 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針
（平成25年10月18日付 日本経済再生本部決定）
- 参考資料 5 国家戦略特別区域及び区域方針
（平成26年5月1日付 内閣総理大臣決定）

平成26年5月16日
総合企画局

国家戦略特区について

(1) 国家戦略特別区域法の概要

○目的

産業の国際競争力の強化や国際的な活動拠点の形成を促進するため、国家戦略特別区域において規制改革及び金融支援措置の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

○期待される効果

- ・ 国主導の規制緩和、税制・金融支援措置により、ビジネスや研究開発のしやすい環境を整備
⇒世界から資金・人材・企業等を集める 国際的ビジネス拠点を形成
⇒創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出

○「国際戦略総合特区」との違い

区分	国家戦略特区	国際戦略総合特区
時期	H25. 8. 12～9. 11募集 H25. 12. 7 国家戦略特別区域法成立 H26. 1. 7 諮問会議設置 H26. 4 指定	H23. 6. 22 総合特別区域法成立 H23. 8. 15～9. 30募集 H23. 12. 22 指定
主体	国が主導＋民間＋地方自治体 エリアを指定＋バーチャル特区	地方自治体＋民間 エリアを指定
施策	規制緩和、金融、税制	規制緩和、金融、税制、財政
本市等の提案内容	・健康・未病産業の創出 ・最先端医療関連産業の創出 ・イノベーションを生み出す基盤構築（人材育成）	・個別化・予防医療への対応 ・ドラッグラグ・デバイスラグの解消 ・医工連携

(2) 経過

- ・平成25年6月14日 「日本再興戦略」（閣議決定）で、大胆な規制改革等を実行し、国の成長戦略を実現するため、「国家戦略特区」を創設。
- ・平成25年9月10日 川崎市と千代田化工建設株式会社が「水素エネルギーフロンティア国家戦略特区による新たな成長戦略への提案」を提案。（参考資料1参照）
- ・平成25年9月11日 神奈川県・横浜市と川崎市が「健康未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン」を提案。（参考資料2・3参照）

※川崎市の主な取組：「ものづくりによるナノ医療イノベーションの実現」 ドラッグ・デリバリー・システム(DDS) 技術を活用した難治性がん治療用のナノ医薬品等の実用化

- ・平成25年10月18日 第10回日本経済再生本部にて、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」が決定（参考資料4参照）
- ・平成25年12月7日 「国家戦略特別区域法」成立
- ・平成26年1月7日 第1回国家戦略特区諮問会議開催
- ・平成26年1月30日 第2回国家戦略特区諮問会議にて「エネルギー・環境等」のイノベーション拠点等については、今後検討する方針となる。
- ・平成26年2月22日 「国家戦略特別区域基本方針（*）」を閣議決定
*特区制度の意義・目標、運用、指定基準、区域計画等の基本的な方針
- ・平成26年3月28日 第4回国家戦略特区諮問会議開催
「国家戦略特別区域及び区域方針（案）」が示される。
- ・平成26年4月25日 区域指定（政令）、区域方針の閣議決定
- ・平成26年5月1日 国家戦略特別区域を定める政令の交付（6区域を決定）（参考資料5参照）
東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県

(3) 国家戦略特別区域及び区域方針（東京圏）

○対象区域

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市

○目標

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

○政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

○事業に関する基本的事項

（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

- <都市再生・まちづくり>
 - ・国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
 - ・まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
 - ・外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】
- <雇用・労働>
 - ・グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
 - ・多様な外国人受入れのための在留資格の見直し
- <医療>
 - ・外国人向け医療の提供【外国医師】
 - ・健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
 - ・国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】
- <歴史的建築物の活用>
 - ・MICEに伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】
- <その他>
 - ・法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

(4) 今後の予定

- 「国家戦略特別区域会議」の開催（平成26年5月～6月）

<目的>

区域ごとに、区域計画の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに、区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し、必要な協議を行う。

<構成員>

国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、内閣総理大臣が選定した民間事業者

- 「国家戦略特別区域計画」の策定

<計画策定>

- ・国家戦略特別区域会議にて国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して計画を作成。
- ・国家戦略特別区域会議にて策定した計画を内閣総理大臣が認定。

水素エネルギーフロンティア国家戦略特区による新たな成長戦略への提案（概要）

千代田化工建設(株)
川崎市 共同提案

「水素エネルギー」が我が国の環境問題、資源問題、経済成長を同時に解決

- ①【環境問題】「低炭素社会の実現」⇒水素エネルギーによる究極かつ現実的なCO2削減
- ②【資源問題】「エネルギー供給の安定化」⇒エネルギー源の多様化によるリスク分散
- ③【経済成長】「経済活性化」⇒水素を起点とした新たな産業と雇用の創出

水素社会の実現の基盤技術となる**世界初の新たな水素の大量貯蔵・輸送技術「有機ケミカルハイドライド法」**が確立(千代田化工建設(株)開発技術)

■脱水素化・水素化デモプラント
(千代田化工建設(株)子安リサーチパーク)

世界に先駆け、「有機ケミカルハイドライド法」のシステム全体を実証【50Nm³/h】(2013年4月運転開始)

プロジェクトの基本方向

ステップ1 水素社会を支えるインフラの構築

- 有機ケミカルハイドライド法により海外油田の未利用ガス等から製造する**水素を常温常圧で輸送**
- 川崎臨海部において「**水素供給グリッド**」を2015年を目途に**整備**(水素利用量約7億Nm³/年)
- 「**世界初の商用水素発電所(9万kW=90MW)**」を2015年を目途に**建設**

川崎臨海部において新たな水素供給グリッドを構築し、モデル化

ステップ2-① 水素供給モデルの全国展開

- 脱水素プラントの整備を核とした外部調達による**水素供給モデルを全国の工業地帯に展開**
- 水素発電所のノウハウ等を活用し、**国内他地域の既存LNG火力発電所への水素混焼の展開**

ステップ2-② 民生部門(市民生活・交通分野)への展開とグリーン水素の活用

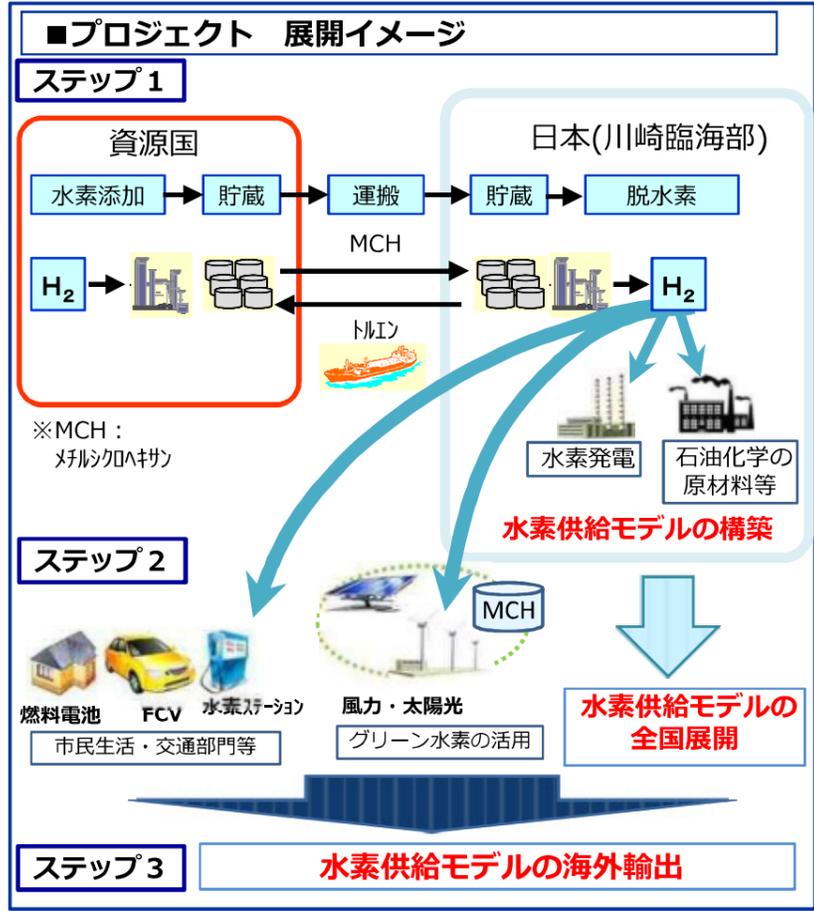
- 市街地への**安全かつ効率的な水素供給輸送システムを構築**、市民生活分野や交通分野などに展開
- 再生可能エネルギーの余剰電力で水素を製造・貯蔵(**グリーン水素**)、必要な時に電力として活用

水素供給モデルの全国展開、他分野への拡大展開

ステップ3 水素供給モデルの海外輸出

- 水素供給グリッド・水素発電等をシステムも含めて統合パッケージ化し、海外に輸出**
- 水素エネルギー分野において国際競争力を得るとともに、関連産業のビジネス機会を創出

地球環境問題の解決に貢献するとともに、我が国の経済効果を発現



- 規制改革・制度改革要望
- 水素ネットワーク事業への支援**
 - 安全面における統一基準の創設**

～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～

1 背景・課題・提案の目標

- 日本はこれまで経験したことがないような超高齢社会を迎え、従来のシステムでは通用しなくなる。
- 先進国も同様に超高齢社会に向かっていることから、日本は世界共通の課題にいち早く立ち向かうことになる。
- 神奈川県では、この課題への解答として、「ヘルスケア・ニューフロンティア」に取り組んでいる。
- 「最先端医療・技術の追求」と「未病を治す」という2つのアプローチを融合し、健康寿命日本一を目指す。
- 規制緩和等を通じて健康・医療市場のビジネス環境を整備し、革新的なビジネスモデルを確立することにより、健康で質の高い生活を提供する。
- 企業主導で健康・未病関連の新市場・新産業を創出し、国内需要の喚起、成功モデルの海外展開など、経済成長を牽引する好循環モデルを実現する。
- 研究開発拠点と近接した環境で、京浜工業地帯を中心に多数立地する製造業が最先端技術と融合し、高付加価値製品の実用化を進める。製造業の医療関連産業での活躍を起爆剤に、日本経済の再生を実現する。

2 重点施策の3つの方向

- I 健康・未病産業の創出**
 - 医療ニーズの高い高齢者のみならず、全世代で質の高い生活を担保する仕組みを構築。
 - がん、生活習慣病の新たな予防・診断に加え、疾患の発症につなげない未病産業を創出。
- II 最先端医療関連産業の創出**
 - ものづくり技術を核に、革新的な基盤技術の開発と合わせた最先端医療関連産業を創出。
 - これまでにない均質・高付加価値の医薬品、医療機器の実用化を図り、海外市場へ展開。
- III イノベーションを生み出す基盤構築**
 - 羽田空港との近接性を活かし、グローバルなオープンイノベーション研究開発拠点を形成。
 - ベンチャー企業への円滑な資金供給により、イノベーションを促進。
 - 国際MICE拠点の連携強化により、世界に開いたショールームを展開。

3 プロジェクトの基本方向

目標	重点項目	プロジェクトの基本方向と主な取組	主な規制・制度改革要望	KPI
健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出	I 健康・未病産業の創出	<ol style="list-style-type: none"> 1 革新的な診断技術の開発促進 2 未病の「見える化」・改善プロジェクトの推進 3 ビッグデータと実証フィールド活用による新たな健康への取組 4 「健康コンシェルジュ」によるセルフケアの推進 5 漢方産業化の促進 6 CHO(最高健康管理責任者)構想の推進 7 「心のレントゲン」プロジェクトの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○健診情報等の収集・活用に対するインフォームド・コンセントの要件の緩和 ○薬事申請における英語申請が可能な対象書類の拡大 ○薬事関連法令の国際標準化の早期実現 ○個人の健康・医療情報活用のためのルールの早期整備 ○バイタルセンサ等の通信に用いられる周波数帯割り当ての特例 ○健診情報等を基にしたサプリメントの紹介に関する取扱いの明確化 ○機能性食品の機能性表示認証の緩和 ○機能性食品の第三者認証に基づく、独自認証基準策定と実践 ○生薬における規制の再構築 ○医療ソフトの認定プロセスの簡素化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康関連産業の市場規模 ○医薬品・医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模
	II 最先端医療関連産業の創出	<ol style="list-style-type: none"> 1 iPS細胞を活用した再生医療の実現 2 再生・細胞医療の実用化・産業化に向けた基盤構築 3 ものづくりによるナノ医療イノベーションの実現 4 革新的ながん治療法・医薬品の実現 5 革新的な医療機器・ロボットの開発・実現 6 基礎研究の早期実用化に向けた基盤構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○第I相臨床試験に係る特定病床の許可に関する手続きの簡素化及び許可基準の緩和 ○第II相、III相臨床試験の専用病床制度の創設 ○第II相試験後の医薬品承認の範囲拡大 ○補助事業や委託事業での取得物品・機器について当初目的以外への転用の許可 ○臨床研究データを治験段階で活用することを認める制度の構築 ○再生・細胞医療の薬事承認制度の規制緩和 ○先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大と評価体制の柔軟化 ○医療機器の承認審査の緩和 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模 ○研究開発費の対GDP比率
	III イノベーションを生み出す基盤構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 グローバル人材の育成・集積とオープンイノベーションの促進 2 ベンチャー企業等への資金供給の促進 3 世界に冠たるライフイノベーションの国際MICE拠点 4 国際的医療人材の養成 5 データマイニング技術によるメディカル・インフォマティクスの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○優秀な外国人人材等の出入国管理上の優遇措置の拡大 ○グローバルMICE戦略都市の重点分野の明確化と特性に合わせた支援 ○ベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設 ○国際会議参加者の出入国手続きの迅速化 ○外国人医療人材の国内での医療従事緩和 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民の健康寿命の延伸 など

4 ポテンシャル

- 国内外の研究交流のハブである羽田空港と隣接したエリア
- 京浜工業地帯に立地する最先端技術の実用化に不可欠な製品開発力を有するものづくり企業の集積
- アジアヘッドクォーター特区の有するビジネス環境と近接した研究開発拠点
- 研究開発拠点と連携した国際MICE拠点の立地
- 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区と、さがみロボット産業特区の2つのエンジンを最大限活用する。
- 隣接するアジアヘッドクォーター特区のオフィス群と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の最先端研究拠点の相乗効果を武器に、世界に向けたビジネス環境を整備する。

特区提案における川崎市の主な取組

ものづくりによるナノ医療イノベーションの実現

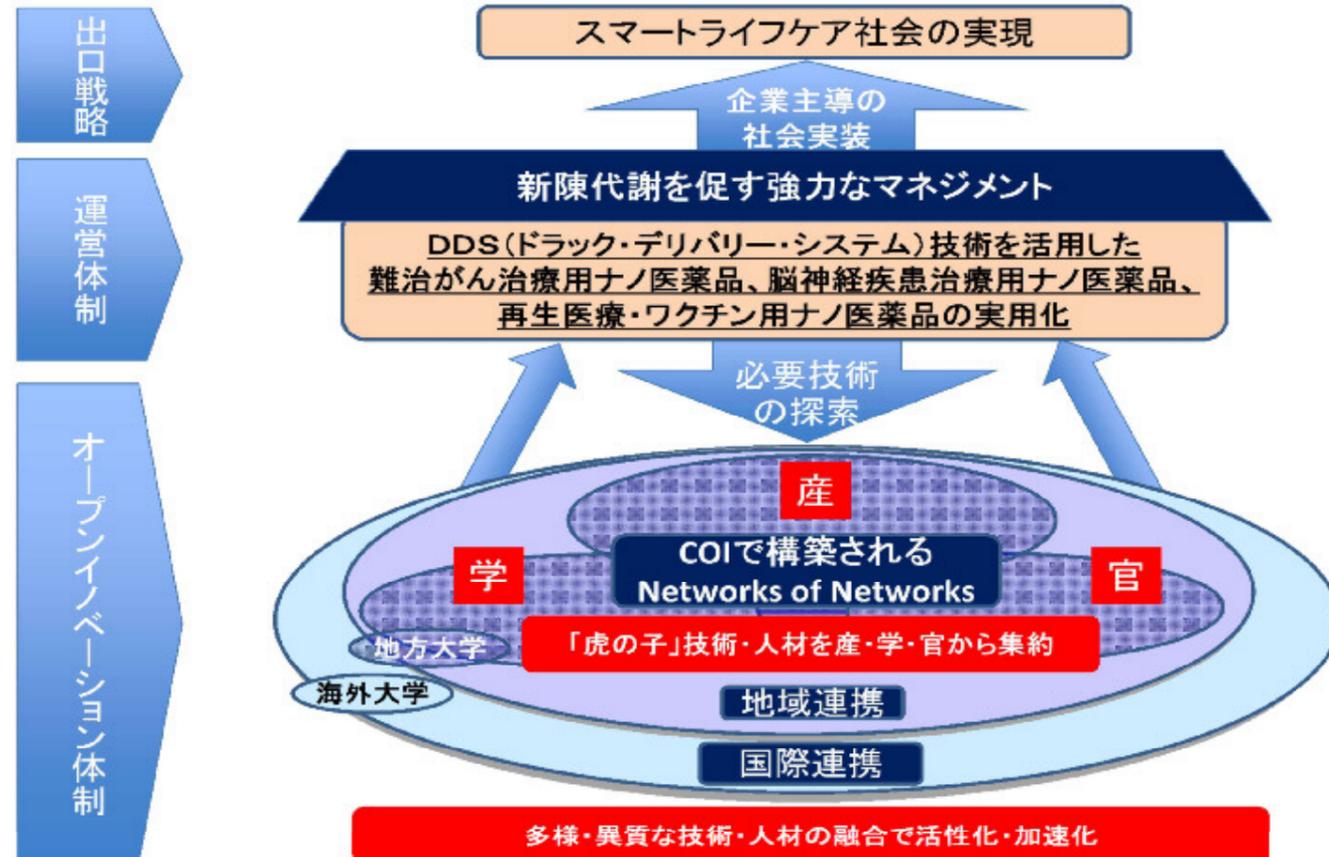
事業主体

東京大学、東京工業大学、東京女子医科大学、東京医科歯科大学、国立がん研究センター、放射線医学総合研究所、医薬品メーカー、医療機器メーカー、素材メーカー等

目標

- 「ものづくりナノ医療イノベーションセンター」を中核に、今までの産学連携とは異なり、国内外のアカデミアや企業が、課題解決に必要となる技術や人材を持ち寄る革新的なオープンイノベーション体制での研究を進める。
 - これまでの研究開発により、蓄積したがんの革新的診断・治療法の開発に加え、世界的な課題となっているアルツハイマー病などの脳神経系疾患や、感染症といった幅広い疾患の診断・治療を実用化し、保険外併用療養制度の拡充などの規制緩和項目を活用することにより早期普及を目指す。
- <具体例>
- ・難治性がんの高い治療効果と副作用の低減を両立した抗がん剤内包のナノ医薬品の実用化
 - ・ドライパウダー化ワクチンにより長期保存安定性を実現し、パンデミック対応や新興国へ展開

オープンイノベーションの実践に向けた体制（イメージ）



規制緩和項目

保険外併用療養制度の拡充

(課題)

国内で未承認の医薬品を用いて治療を行う場合、医療費全てが患者負担となり、患者の費用負担が大きく、治療を断念しなければならないケースがあり課題となっている。

(内容)

海外において第Ⅲ相臨床試験を実施している、すいがん用の抗がん剤内包ナノ医薬品など、海外での安全性の科学的根拠はあるが、国内で未承認の新規医薬品や治療法、もしくは日本発の革新的な医薬品・医療機器を創出するためには、早期・探索的臨床試験拠点等の医療機関における臨床研究や治験で一定の安全性・有効性が立証されているものについて、医療機関や疾病を限定して保険診療との併用を認める。

薬事申請における英語書類の拡大

(課題)

製薬企業等の創薬開発戦略は、市場規模の大きな北米、欧州市場を照準とする場合が多く、薬事申請書類は英語で作成されている。日本の薬事申請では、未だ一部の書類が日本語とされており、ドラッグラグ・デバイスラグの原因の一つになっている。

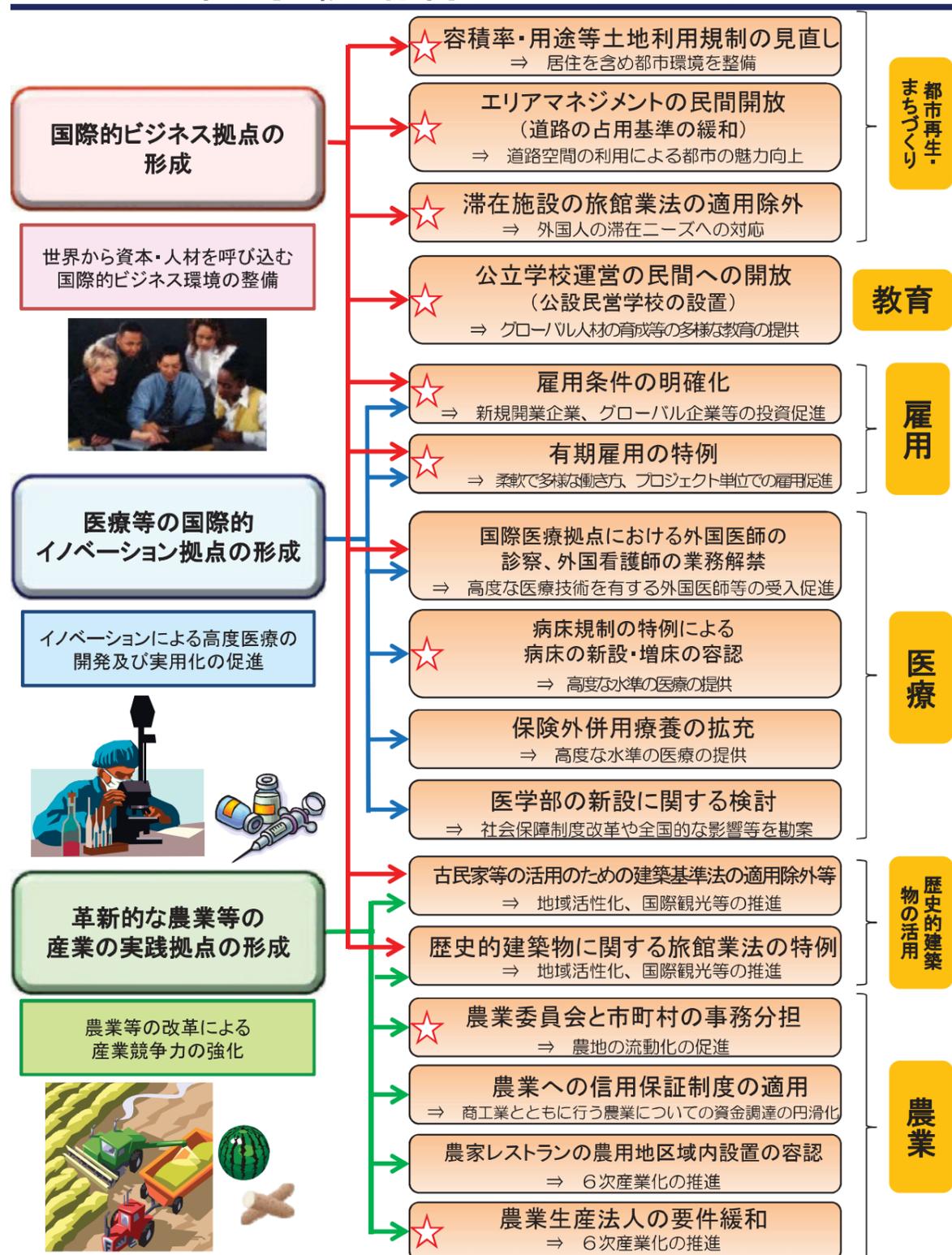
(内容)

海外と同時の薬事申請が可能となるよう英語で提出可能な薬事申請書類を拡大する。

スケジュール

	～2015年	2015～2020年	2020年～
センターの整備	整備	拠点における研究開発	
ナノ抗がん剤(膵がん)	臨床開発	実用化	
ナノ医薬品(抗がん剤)等	基礎研究	前臨床開発	臨床開発 → 実用化
脳神経系疾患への革新的治療技術		基礎研究	前臨床開発 → 臨床開発・実用化
オープンイノベーション体制の推進	拠点内のイノベーションマネジメント実践	拠点外への展開	
規制・審査/薬価システム	ナノ医薬のガイドライン策定		
		医療技術評価・薬価研究	国際標準化への活動
ビジネスモデルの構築	産学官による予防ビジネスモデル構築		新ビジネスの実践
ベンチャーの創出基盤	ベンチャーキャピタル新設	産業連携基盤の確立とベンチャー化	クラスターとしてのエコシステム整備

国家戦略特区のイメージ



日本経済再生本部決定

国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針

平成25年10月18日

日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせることで、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「国家戦略特区」の具体化を進める。

具体的には、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野において、以下の方針に基づき特例措置を検討、具体化し、国家戦略特区関連法案を臨時国会に提出するなど、所要の措置を講ずる。

1. 医療

◇ 国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの「国際医療拠点」を作り、国内に居住・滞在する外国人が安心して医療を受けられることはもとより、世界中の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする。

◇ 特区内で、「国際医療拠点」として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関について、高度の医療水準の確保を条件として、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な特例措置を盛り込む。

(1) 国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁

- 国際医療拠点において、高度な医療技術を有する外国医師の受入れを促進する観点から、全国における制度改革として、臨床修練制度を拡充する。

※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は法律に盛り込まれたもの。

なお、当該外国医師が従事する医療機関において、外国看護師が現行の臨床修練制度を活用してチーム医療を提供することも可能となる。

- ・ また、東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。
こうした中で、医師に係る二国間協定の対象国の拡大、特区内に限定して人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認めるといった対応を行う。



(2) 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。
- ・ 国際医療拠点で高度な水準の医療を提供する病床を新設・増床する場合に、特区ごとに設置する統合推進本部で決定した高度な水準の医療を提供するための病床数の範囲で、都道府県が、基準病床数に加えることを可能とすることについて、統合推進本部の構成やその在り方と併せて検討する。

(3) 保険外併用療養の拡充

- ・ 医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、国内未承認の医薬品等の保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を開始できる仕組みを構築する。

◇ 医学部の新設に関する検討

- ・ 医学部の新設については、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する。



は、法律に盛り込まれた規制改革事項。

2. 雇用

- ◇ 特区内で、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、優秀な人材を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できるよう、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な規定を盛り込む。



(1) 雇用条件の明確化

- ・ 新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター(仮称)」を設置する。
- ・ また、裁判例の分析・類型化による「雇用ガイドライン」を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。
- ・ 本センターは、特区毎に設置する統合推進本部の下に置くものとし、本センターでは、新規開業直後の企業及びグローバル企業の投資判断等に資するため、企業からの要請に応じ、雇用管理や労働契約事項が上記ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービスを事前段階から実施する。
- ・ 以上の趣旨を、臨時国会に提出する特区関連法案の中に盛り込む。



(2) 有期雇用の特例

- ・ 例えば、これからオリンピックまでのプロジェクトを実施する企業が、7年間限定で更新する代わりに無期転換権を発生させることなく高い待遇を提示し優秀な人材を集めることは、現行制度上はできない。
- ・ したがって、新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で重要かつ時限的な事業に従事している有期労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、無期転換申込権発生までの期間の在り方、その際に労働契約が適切に行われるための必要な

措置等について、全国規模の規制改革として労働政策審議会において早急に検討を行い、その結果を踏まえ、平成26年通常国会に所要の法案を提出する。

- ・ 以上の趣旨を、臨時国会に提出する特区関連法案の中に盛り込む。

3. 教育

◇ 特区内で、以下の規制改革を認めるとともに、これについて臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な規定を盛り込む。



(1) 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、国際バカロレアの普及拡大を通じたグローバル人材の育成や、スポーツ・体育の充実などに係る必要性が増している。
- ・ こうした中で、公立学校で多様な教育を提供する観点から、教育活動の質や公立学校としての公共性を確保しつつ、特区において、公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営等)を可能とすることとし、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、特区関連法案の施行後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4. 都市再生・まちづくり

◇ 特区内で、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に特例措置として盛り込む。



(1) 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、国際都市として更に進化を目指す都市設計を推進するとともに、都心居住の環境整備を加速化するため、特区においては、都市計画決定を特区ごとに設置する統合推進本部が行い、国が自ら戦略的に都市計画を主導し、都心におけるマンション建設に際し、オフィスビルに容積を移転するなどの特例措置を速やかに講ずる。



(2) エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占用基準の緩和)

- ・ 都市における国際的なイベントの実施や多言語看板、オープンカフェの設置等の道路空間の有効利用を行うことが可能となるよう、道路管理者が当該特区計画区域内で道路の占用を許可できるようにするための基準の緩和を行う。



(3) 滞在施設の旅館業法の適用除外

- ・ 東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。
- ・ こうした中で、外国人の滞在ニーズに対応する一定の賃貸借型の滞在施設について、30日未満の利用であっても、利用期間等の一定の要件を満たす場合は、旅館業法の適用を除外する。

5. 農業

◇ 特区内で、以下の規制改革を認めるとともに、臨時国会に提出する特区関連法案の中に必要な特例措置を盛り込む。

(1) 農業への信用保証制度の適用

- ・ 農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。

(2) 農家レストランの農用地区域内設置の容認

- ・ 地域で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについて、農業者がこれを農用地区域に設置できるよう、要件を緩和する。



なお、農業委員会と市町村の事務分担、農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和についても早急に検討する。

6. 歴史的建築物の活用

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

(1) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など

- 重要文化財までには至らない各地の古民家等の、いわゆる「歴史的建築物」(町家、武家屋敷、庄屋等)については、現在、空き家化や解体等が進展しているが、他方で、宿泊施設、レストラン、サテライトオフィス等として積極的に有効活用し、地域活性化や国際観光等に貢献させたいとのニーズが飛躍的に高まっている。
- また、東京オリンピックの開催も追い風に、今後、我が国に居住・滞在する外国人が急増することが見込まれる。
- こうした中で、より多くの歴史的建築物の活用等が円滑に行われるよう、建築審査会における個別の審査を経ずに、地方自治体に新たに設ける専門の委員会等(歴史的建築物の活用等や構造安全性に係る専門家などから構成)により、建築基準法の適用除外を認める仕組みを推進する。
- また、より多くの歴史的建築物について、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に、関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。
- さらに、歴史的建築物の活用を全国規模で推進し、地域の活性化や国際観光の振興を図るため、内閣官房において、府省横断的な検討体制を整備する。

◇ 特区内で、以下の規制改革を認めるとともに、必要な特例措置を講ずる。

(1) 歴史的建築物に関する旅館業法の特例

- 地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、一定の要件を満たす場合は、旅館業法上の施設基準の適用を一部除外する。(例えば、ビデオカメラや24時間の連絡窓口が設置される場合などはフロントなしでも認めることなど)

国家戦略特別区域及び区域方針

〔平成 26 年 5 月 1 日
内閣総理大臣決定〕

I. 東京圏

1. 対象区域

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区、神奈川県並びに千葉県成田市

2. 目標

2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部検討、病床、外国医師、有期雇用】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICE に伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）

II. 関西圏

1. 対象区域

大阪府、兵庫県及び京都府

2. 目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材が集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

3. 政策課題

- (1) 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- (2) 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- (3) チャレンジングな人材が集まる都市環境、雇用環境等の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<医療>

- ・ 再生医療等高度な先端医療の提供【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 革新的医薬品、医療機器等の開発【病床、外国医師、保険外併用、有期雇用】

<雇用>

- ・ ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】

<教育>

- ・ 国際ビジネスを支える人材の育成【公設民営学校】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 古民家等の活用による都市の魅力向上、観光振興【古民家等】

Ⅲ. 新潟県新潟市

1. 対象区域

新潟県新潟市

2. 目標

地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。

3. 政策課題

- (1) 農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化
- (2) 6次産業化及び付加価値の高い食品開発
- (3) 新たな技術を活用した革新的農業の展開
- (4) 農産物及び食品の輸出促進
- (5) 農業ベンチャーの創業支援

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消【農業委員会】
- ・ 農業者の経営基盤の強化【農業生産法人、信用保証】
- ・ 6次産業化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】
- ・ 食品の高付加価値化（食品機能性表示制度等の活用）

<雇用>

- ・ 農業ベンチャーの創業支援【雇用条件】

Ⅳ. 兵庫県養父市

1. 対象区域

兵庫県養父市

2. 目標

高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域において、高齢者を積極的に活用するとともに民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築する。

3. 政策課題

- (1) 耕作放棄地等の生産農地への再生
- (2) 6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発
- (3) 農業と観光・歴史文化の一体的な展開による地域振興

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<農業>

- ・ 耕作放棄地等の再生【農業委員会、農業生産法人】
- ・ 農産物・食品の高付加価値化の推進【農業生産法人、信用保証、農家レストラン】

<歴史的建築物の活用>

- ・ 交流者滞在型施設の整備【古民家等】

V. 福岡県福岡市

1. 対象区域

福岡県福岡市

2. 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

3. 政策課題

- (1) 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- (2) MICE の誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<雇用・労働>

- ・ 創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【病床、外国医師】

<都市再生・まちづくり、歴史的建築物の活用>

- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】

VI. 沖縄県

1. 対象区域

沖縄県

2. 目標

世界水準の観光リゾート地を整備し、ダイビング、空手等の地域の強みを活かした観光ビジネスを振興するとともに、沖縄科学技術大学院大学を中心とした国際的なイノベーション拠点の形成を図ることにより、新たなビジネスモデルを創出し、外国人観光客等の飛躍的な増大を図る。

3. 政策課題

- (1) 外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- (2) 地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- (3) 国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<観光>

- ・ 外国人観光客の入国の容易化（ビザ要件の緩和）
- ・ 入管手続の迅速化（民間委託等）
- ・ 外国人ダイバーの受入れ（潜水士試験の外国語対応）

<労働>

- ・ 海外からの高度人材の受入れ（ビザ要件の緩和）

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項 (※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部検討】	医学部の新設に関する検討
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など (※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)